

# 議 案 書

教育委員会

令和5年4月定例会

## 議 事 日 程

- |       |                                             |             |
|-------|---------------------------------------------|-------------|
| 日 程 1 | 第 9 号報告 ……………                               | P 3 ~ 6     |
|       | 長崎市文化財審議会への諮問について                           |             |
| 日 程 2 | 第 1 0 号報告 ……………                             | P 7 ~ 9     |
|       | 長崎市文化財審議会の審議結果について                          |             |
| 日 程 3 | 第 2 5 号議案 ……………                             | P 1 0 ~ 1 1 |
|       | 長崎市指定文化財の指定解除について                           |             |
| 日 程 4 | 第 1 1 号報告 ……………                             | P 1 2 ~ 1 4 |
|       | 専行処分について（長崎市教育委員会保有個人情報等安全管理措置規程の一部を改正する規程） |             |
| 日 程 5 | 第 1 2 号報告 ……………                             | P 1 5 ~ 1 8 |
|       | 長崎市図書館運営協議会の審議結果について                        |             |
| 日 程 6 | 第 2 6 号議案 ……………                             | P 1 9 ~ 2 2 |
|       | 長崎市教科書採択審議会委員の委嘱又は任命について                    |             |
| 日 程 7 | 第 2 7 号議案 ……………                             | P 2 3 ~ 2 9 |
|       | 長崎市学校運営協議会委員の委嘱について                         |             |
| 日 程 8 | 第 2 8 号議案 ……………                             | P 3 0 ~ 3 2 |
|       | 長崎市外海の石積集落景観整備活用委員会委員の委嘱について                |             |

## 第9号報告

### 長崎市文化財審議会への諮問について

長崎市指定文化財の指定解除について、長崎市文化財保護条例第5条第3項に基づき長崎市文化財審議会に諮問するため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和27年長崎市教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定により別紙のとおり専行したが、重要と認められる事項であることから同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月26日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田慶信

「別 紙」

長崎市文化財審議会への諮問について

長崎市文化財審議会に別添のとおり諮問する。

令和5年4月13日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

「参 照」

○長崎市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうち重要なものを長崎市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

〔中 略〕

4 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ長崎市文化財審議会に諮問しなければならない。

〔以下、略〕

（解除）

第5条 教育委員会は、指定文化財が指定文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、指定文化財の指定を解除することができる。

〔中 略〕

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

〔以下、略〕

○長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔中 略〕

- 2 教育長は、前項本文の規定により専行することができる事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。

〔以下、略〕

## 第10号報告

### 長崎市文化財審議会の審議結果について

令和5年4月20日に開催した長崎市文化財審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和5年4月26日提出

長崎市文化財審議会

会長 下川 達 彌

### 理 由

長崎市文化財審議会の審議結果について、長崎市文化財保護条例施行規則第19条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

令和5年度第1回 長崎市文化財審議会の審議結果

- 1 日時 令和5年4月20日（木）13：30～14：30
- 2 場所 長崎市役所5階 第2委員会室
- 3 出席者 委員 12人中10人出席

事務局 文化財課長、文化財課課長補佐、文化財係長、  
主事2名、一般職3名  
計8名（うち学芸員4名）

4 諮問事項

(1) 長崎市指定文化財の指定解除について

名称	大音寺のクロガネモチ
種別	天然記念物
所在地	長崎市鍛冶屋町5-87 大音寺境内
所有者	大音寺
解除理由	樹勢が著しく衰え、倒木の危険性があるため。

5 審議結果（主な意見）

- ・ 指定理由として樹形・樹相の見事さがあげられているが、それらの維持が極めて困難である以上、指定解除はやむを得ない。
- ・ 天然記念物が後世へ継承する「文化財」として扱われるようになって以降、国・県指定文化財については巨樹・古木が単体で指定されるケースは稀になっている。今後の市の指定にあたっては、種として貴重なものや群落等を指定するなど、指定基準を整理する必要があるという意見が出た。



「 参 照 」

○長崎市文化財保護条例施行規則（抜粋）

（審議会の審議結果の報告）

第 1 9 条 条例第 15 条に規定する長崎市文化財審議会（以下この条及び次条において「審議会」という。）の会長は、審議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

## 第 2 5 号議案

### 長崎市指定文化財の指定解除について

長崎市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の文化財の長崎市指定文化財の指定を解除する。

#### 1 長崎市指定文化財の指定解除について

##### (1) 大音寺のクロガネモチ

種 別 天然記念物

所 在 地 長崎市鍛冶屋町 5—8 7 大音寺境内

所 有 者 大音寺

解除理由 樹勢が著しく衰え、倒木の危険性があるため。

令和 5 年 4 月 2 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

#### 理 由

長崎市文化財保護条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、長崎市指定文化財の指定を解除したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項ただし書の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

○ 長崎市文化財保護条例（抜粋）

（解除）

第5条 教育委員会は、指定文化財が指定文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、指定文化財の指定を解除することができる。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

〔 以下、略 〕

## 第 1 1 号報告

専行処分について（長崎市教育委員会保有個人情報等安全管理措置  
規程の一部を改正する規程）

表中の読み替え規定について、「読み替える長崎市安全管理措置規程の  
規定」との規定を、「読み替える長崎市保有個人情報等安全管理措置規程  
の規定」と改正したいため、長崎市教育委員会教育長事務委任規則（昭和  
27年長崎市教育委員会規則第6号）第2条第1項第7号の規定により教  
育委員会の決定を経る必要が生じたが、教育委員会の会議を開催する暇が  
なく、同規則第3条の規定により別紙のとおり専行したので、報告し、承  
認を求める。

令和5年4月26日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

「別 紙」

長崎市教育委員会保有個人情報等安全管理措置規程の一部を改正する規程

長崎市教育委員会保有個人情報等安全管理措置規程（令和5年長崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「長崎市安全管理措置規程」を「長崎市保有個人情報等安全管理措置規程」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和5年3月31日

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならぬ。

〔中 略〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔中 略〕

第3条 教育長は、緊急やむを得ないと認めたときは、前条第1項各号に掲げるものであっても専行することができる。ただし、その場合は、次の委員会の会議に報告し、承認を受けなければならない。

〔以下、略〕

## 第 1 2 号報告

### 長崎市図書館運営協議会の審議結果について

令和 5 年 3 月 1 4 日に開催した長崎市図書館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 5 年 4 月 2 6 日提出

長崎市図書館運営協議会

会長 浜口 美由紀

### 理 由

長崎市図書館運営協議会の審議結果について、長崎市図書館条例施行規則第 4 4 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

## 長崎市図書館運営協議会の審査結果

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 14 日(火)13 時 30 分から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 長崎市立図書館 1 階 新興善メモリアルホール
- 3 出席者 委 員 9 人中 8 人出席  
事務局 教育総務部長、教育総務部次長、  
生涯学習課長、同課係長、同課職員 3 人  
指定管理者 市立図書館長、同副館長 2 人、同職員 1 人

### 4 審議概要

- (1) 令和 4 年度事業実績について
- (2) 令和 5 年度事業計画について

### 5 主な意見

- (1) 前庭のベンチで喫食できるよう変更したことで、図書館の環境に悪影響が出ないように留意してほしい。
- (2) コロナ対応下で館内の座席を減らしているが、以前の状況に戻すことは考えているか。
- (3) 本当に必要な方に図書館としてのサービスがきちんと提供できることが大事で、行事で多くの参加者を集めればよいという発想は、もう少し検討すべきではないか。
- (4) なかなか図書館に足を運ばない人がいるので、むしろいろいろな団体とコラボして行事を開催することで、その団体の人が一人でも二人でも図書館利用者になったらいいと思う。
- (5) 図書館が民間の事業者に委託されることで、ワーキングプアを生み出しているというニュースを見た。収支予算の人件費は適正な給与水準のものになっているのか。



- (6) 高齢者が情報をどこから入手したのかを調べたら、1位は広報な  
がさき、次がホームページ。高齢者が一番利用している SNS は LINE  
のようだ。それを踏まえて高齢者に対する広報を考えてほしい。
- (7) 不審者対策をどのようにしているのか。もっと緊急時の対応を計  
画に盛り込むべきではないか。

「 参 照 」

○ 長崎市図書館条例（抜粋）

（図書館運営協議会の設置）

第19条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市図書館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第44条 条例第19条に規定する長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕